

将来に渡る良好な水環境を保全するために

広がる下水道供用区域

受益者負担金の納付をお願いします

下水道事業 受益者負担金

令和2年度に 新たに対象となる方

下水道の供用区域の拡大に伴い、順次、下水道建設費の一部を負担する受益者負担金の納付をお願いしています。今年度新たに対象となるのは、南条地区の一部の区域です。(該当者の方には、『受益者申告書』をお送りします。)該当区域に土地を所有・借用している方で、下水道への接続が可能になると、納付をしていただくこととなります。

手続き

『受益者申告書』がお手元に届きましたら、対象となる土地を確認のうえ、申告書を提出してください。提出された申告内

容を審査し、賦課または猶予の決定をします。
負担金額

一つの敷地(土地の筆が複数でも、一つの区画を形成している一団の土地)に対して、一律に負担となる均等割と敷地面積割の合算になります。

○均等割 19万3千円
○面積割 350円/㎡
猶予について

農地などで徴収猶予の要件に当てはまる場合は、負担金の徴収が猶予されます。

納付時期と方法

納期は、8月・10月・12月・2月の年4回となり、5年間で20回の分割納付となりますが、全額一括前納や1年分の前納などには報奨金が交付されます。

すでに納付対象で納付が済んでいない方と、今年度から新たに賦課の対象となる方(賦課決定通知を同封)には、7月中に

納付書を発送します。

接続はお早めに

新たに受益者負担金の賦課対象となる区域を含め、現在下水道が供用開始されている区域において、まだ下水道へ接続されていない方は、早期の接続をお願いします。

水洗化について

宅内排水設備工事

下水道の宅内排水設備工事は、町に登録されている「下水道排水設備指定工事店」でなければできませんので、工事契約の際に確認してください。工事店の一覧表は建設課にありますのでお問い合わせください。(町ホームページでもご覧いただけます。)

水洗化ローンをご利用ください

この制度は、下水道が供用開始された区域の方が、宅内から下水道への接続工事(宅内排水設備工事)に要する資金のあつ旋と利子補給を行い、下水道の普及促進を図るものです。

融資あつ旋額

1世帯20万円以上100万円以下(ただし、排水設備工事に要した費用以内)

利率 3・45%(保証料込)

利子補給

利子の2分の1相当を補給

償還方法

5年60回払い以内の元利均等月賦償還

下水道使用料について

下水道に接続すると、水道の使用量に応じて、2か月に一度、下水道使用料を納めていただくようになります。

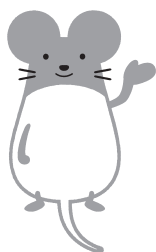
下水道使用料の納入には、便利な口座振替をご利用ください。また、コンビニエンスストア・金融機関・役場窓口での現金納入もできます。

合併処理浄化槽設置整備事業の補助金

公共下水道の事業認可区域などの下水道整備計画がされていない区域で、専用住宅に合併処理浄化槽を設置する場合は、原則補助対象となります。申請される方は、着工前にご相談ください。

◎問い合わせ先

建設課下水道係
☎82-3111
(内線170・179)
直通75-6208



令和2年度の
協定

農作業標準賃金・農作業機械標準料金

作 業 名		賃金又は料金 ()内は前年度との増減		適 用		
人 力 作 業	農繁期作業 田植え・収穫	950円 (+ 10円)		1時間当たり		
	一般作業	850円 (+ 10円)		〃		
	剪定作業	1,820円 (+ 10円)		〃		
	袋掛け作業	850円 (+ 10円)		〃		
動 力 作 業	トラクター耕うん	1回目	10,300円 (+ 300円)	10a当たり	基盤整備していない田、5a未満の田及びワラを入れた場合は、それぞれ料金を加算する	
		2回目	8,500円 (+ 200円)			
	すき起こし	10,100円 (+ 200円)		10a当たり		
		代かき作業	7,900円 (+ 100円)		10a当たり	
		田植え機	苗付 田植えのみ 苗のみ(1箱) 苗運搬費	35,800円 (+ 700円) 11,100円 (+ 200円) 1,070円 (+ 20円) 1,530円 (+ 30円)	10a当たり (苗箱施肥代は別途)	
		自脱型コンバイン	ワラ切断 ワラ結束 運搬費	25,600円 (+1,000円) 26,600円 (+ 800円) 2,050円 (+ 50円)	10a当たり	倒伏、湿田の場合は20%増し
		バインダー	12,300円 (+ 200円)		10a当たり (結束ひも付)	
		ハーベスター	10,400円		10a当たり (機械1人付)	
		バックホー	4,400円		1時間当たり (オペレーター付) (運搬費別)	
		スピードスプレー(散布のみ)	3,950円 (+ 50円)		10a当たり	
		ワラ切断(カッター)	3,550円 (+ 50円)		1時間当たり	
		乗用草刈機	3,300円 (+ 50円)		10a当たり	

※圃場条件・作業の難易・土質・圃場の大小等により料金を加算する

◎問い合わせ先 商工農林課農業振興係 ☎82-3111(内線156) 直通75-6207

軽自動車税(種別割)のお知らせ

納付書は5月中旬頃
お届けします

軽自動車税(種別割)は、原動機付自転車(原付バイク)、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を4月1日現在所有している方に対して課税されます。年税額のため、月割りの課税や還付をすることはありません。なお、軽四輪車は下表のとおり初度検査年月(新車登録がされた日)によって年税額が異なりますのでご注意ください。

軽自動車 (自家用)	年税額		
	平成27年4月1日以 降に新車登録がされた 車両	平成19年3月31日 までに新車登録がさ れた車両	平成19年4月1日から 平成27年3月31日まで に新車登録がされた車両
四輪貨物	5,000円	6,000円	4,000円
四輪乗用	10,800円	12,900円	7,200円

※詳しい税額については、町ホームページをご覧ください。

納税通知書が届かない方へ

令和2年度軽自動車税の納税通知書の発送は5月中旬に発送予定です。
5月下旬になってもお手元に届かない場合は下記までご連絡ください。



◎問い合わせ先 総務課税務係 ☎82-3111(内線143) 直通75-6206